

改正

平成29年3月30日いわき市条例第26号

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により行う事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 工場その他市長が規則で定める用途に供する建築物
- (2) 誘導基準の適合証 法第30条第1項第1号の基準に適合することを証する書類として市長が規則で定めるもの
- (3) エネルギー消費性能基準の適合証 法第2条第3号の基準に適合することを証する書類として市長が規則で定めるもの

(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料)

**第3条** 特定建築行為に係る建築物の法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該建築物が工場等であるときは、同表の右欄に定める額）の手数を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、特定建築物の増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築（以下「増改築」という。）について、市長が規則で定める方法により行う法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（増改築に係る部分が工場等であるときは、同表の右欄に定める額）の手数を徴収する。

3 特定建築行為に係る建築物の一部が工場等である場合の当該建築物に係る法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、1件につき、当該建築物のうち工場等以外の部分及び工場等の部分のそれぞれについて第1項又は前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数を徴収する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による判定に係る手数料)

**第4条** 特定建築行為に係る建築物の法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、1件につき、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該建築物が工場等であるときは、同表の右欄に定める額）の手数料を徴収する。

2 特定建築行為に係る建築物の一部が工場等である場合の当該建築物に係る法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、1件につき、当該建築物のうち工場等以外の部分及び工場等の部分のそれぞれについて前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料)

**第5条** 前2条及び別表第1から別表第3までの規定は、法第13条第2項及び第3項の規定による国等の機関の長の特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務の手数料について準用する。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料)

**第6条** 住宅部分を有する建築物に係る法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（誘導基準の適合証を添えて当該認定の申請をするときは、同表の右欄に定める額）の手数料を徴収する。

2 非住宅部分を有する建築物に係る法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（誘導基準の適合証を添えて当該認定の申請をするときは、同表の右欄に定める額）の手数料を徴収する。

3 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、当該建築物のうち住宅部分について第1項の規定を適用して定める額及び当該建築物のうち非住宅部分について前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る手数料)

**第7条** 住宅部分を有する建築物に係る法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（誘導基準の適合証を添えて当該認定の申請をするとき

は、同表の右欄に定める額)を2で除して得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げた額)の手数料を徴収する。

2 非住宅部分を有する建築物に係る法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(誘導基準の適合証を添えて当該認定の申請をするときは、同表の右欄に定める額)を2で除して得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げた額)の手数料を徴収する。

3 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、当該建築物のうち住宅部分について第1項の規定を適用して定める額及び当該建築物のうち非住宅部分について前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

(建築基準法関係手数料の加算)

**第8条** 前2条の認定の申請の際、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出があったときは、前2条の規定により定める手数料の額に、いわき市建築基準法関係手数料条例(平成11年いわき市条例第35号)第2条及び第3条の規定により算定した手数料の額を加算した額の手数料を徴収する。

(建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料)

**第9条** 住宅部分を有する建築物に係る法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(エネルギー消費性能基準の適合証を添えて当該認定の申請をするときは、同表の右欄に定める額)の手数料を徴収する。

2 非住宅部分を有する建築物に係る法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(エネルギー消費性能基準の適合証を添えて当該認定の申請をするときは、同表の右欄に定める額)の手数料を徴収する。

3 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務については、1件につき、当該建築物のうち住宅部分について第1項の規定を適用して定める額及び当該建築物のうち非住宅部分について前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

(軽微な変更に関する証明書の交付に係る手数料)

**第10条** 第4条及び別表第3の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付の求めに対する事務の手数料について準用する。

（手数料の徴収時期）

**第11条** 第3条から第5条までの規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定、第6条から第9条までの規定による認定の申請に対する審査又は前条の規定による書面の交付の求めに係る手数料は、それぞれ、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、当該認定の申請又は当該書面の交付の求めの際徴収する。

（委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日いわき市条例第26号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条、第5条関係）

区分	金額	金額（工場等の場合）
床面積が300平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	252,000円	26,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	407,000円	48,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	580,000円	113,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	715,000円	167,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	845,000円	206,000円
床面積が25,000平方メートル以上（標準入力法・主要室入力法による審査）	964,000円	255,000円

床面積が300平方メートル未満（モデル建物法による審査）	97,000円	21,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	162,000円	42,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	261,000円	105,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	341,000円	159,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	410,000円	197,000円
床面積が25,000平方メートル以上（モデル建物法による審査）	481,000円	244,000円

備考

- この表において「標準入力法・主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に係る評価方法をいう。
- この表において「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る評価方法をいう。
- 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分（住宅部分及び非住宅部分の共用する部分をいう。以下同じ。）の面積は、当該非住宅部分の床面積が当該住宅部分の床面積より大きい場合に、特定建築行為に係る建築物の床面積に含めるものとする。

別表第2（第3条、第5条関係）

区分	金額	金額（工場等の場合）
増改築に係る部分の床面積が300平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	252,000円	26,000円
増改築に係る部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	407,000円	48,000円

増改築に係る部分の床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	580,000円	113,000円
増改築に係る部分の床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	715,000円	167,000円
増改築に係る部分の床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	845,000円	206,000円
増改築に係る部分の床面積が25,000平方メートル以上 （標準入力法・主要室入力法による審査）	964,000円	255,000円
増改築に係る部分の床面積が300平方メートル未満（モデル建物法による審査）	97,000円	21,000円
増改築に係る部分の床面積が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	162,000円	42,000円
増改築に係る部分の床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	261,000円	105,000円
増改築に係る部分の床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	341,000円	159,000円
増改築に係る部分の床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	410,000円	197,000円
増改築に係る部分の床面積が25,000平方メートル以上 （モデル建物法による審査）	481,000円	244,000円

備考

- 1 この表において「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第1条第1項第1号イに定める基準に係る評価方法をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る評価方法をいう。
- 3 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、当該非住宅部分の床面積が当

該住宅部分の床面積より大きい場合に、特定建築行為に係る建築物の床面積に含めるものとする。

別表第3（第4条、第5条、第10条関係）

区分	金額	金額（工場等の場合）
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（以下この表において「計画の変更」という。）に係る部分の床面積が300平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	126,000円	13,000円
計画の変更に係る部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	204,000円	24,000円
計画の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	290,000円	57,000円
計画の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	358,000円	84,000円
計画の変更に係る部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	423,000円	103,000円
計画の変更に係る部分の床面積が25,000平方メートル以上（標準入力法・主要室入力法による審査）	482,000円	128,000円
計画の変更に係る部分の床面積が300平方メートル未満（モデル建物法による審査）	49,000円	11,000円
計画の変更に係る部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	81,000円	21,000円
計画の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	131,000円	53,000円

計画の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	171,000円	80,000円
計画の変更に係る部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	205,000円	99,000円
計画の変更に係る部分の床面積が25,000平方メートル以上（モデル建物法による審査）	241,000円	122,000円

備考

- この表において「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第1条第1項第1号イに定める基準に係る評価方法をいう。
- この表において「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る評価方法をいう。
- 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、当該非住宅部分の床面積が当該住宅部分の床面積より大きい場合に、特定建築行為に係る建築物の床面積に含めるものとする。

別表第4（第6条、第7条関係）

区分	金額	金額（適合証の添付の場合）
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル未満	38,000円	6,000円
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル以上	43,000円	6,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル未満	77,000円	11,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	128,000円	23,000円
共同住宅等でその床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	217,000円	50,000円
共同住宅等でその床面積が5,000平方メートル以上	311,000円	89,000円

備考

- この表において「一戸建ての住宅」とは、1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。



- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 共同住宅等の建築物全体の申請の場合における当該建築物の住戸の共用する部分の面積は、共同住宅等の床面積に含めるものとする。
- 4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、非住宅部分の床面積に含めるものとする。

別表第5（第6条、第7条関係）

区分	金額	金額（適合証の添付の場合）
床面積が300平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	252,000円	11,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	407,000円	30,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	580,000円	89,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	715,000円	141,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（標準入力法・主要室入力法による審査）	845,000円	178,000円
床面積が25,000平方メートル以上（標準入力法・主要室入力法による審査）	964,000円	222,000円
床面積が300平方メートル未満（モデル建物法による審査）	97,000円	11,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	162,000円	30,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（モデル建物法による審査）	261,000円	89,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未	341,000円	141,000円

満（モデル建物法による審査）		
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未 満（モデル建物法による審査）	410,000円	178,000円
床面積が25,000平方メートル以上（モデル建物法による 審査）	481,000円	222,000円

備考

- 1 この表において「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係る評価方法をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係る評価方法をいう。
- 3 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、非住宅部分の床面積に含めるものとする。

別表第6（第9条関係）

区分	金額	金額（適合証の添付の場合）
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル未満（性能基準による審査）	38,000円	6,000円
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル以上（性能基準による審査）	43,000円	6,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル未満（性能基準による審査）	77,000円	11,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満（性能基準による審査）	128,000円	23,000円
共同住宅等でその床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（性能基準による審査）	217,000円	50,000円
共同住宅等でその床面積が5,000平方メートル以上（性能基準による審査）	311,000円	89,000円
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル未満（仕	20,000円	6,000円

様基準による審査)		
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル以上 (仕様基準による審査)	21,000円	6,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル未満 (仕様基準による審査)	37,000円	11,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (仕様基準による審査)	63,000円	23,000円
共同住宅等でその床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (仕様基準による審査)	114,000円	50,000円
共同住宅等でその床面積が5,000平方メートル以上 (仕様基準による審査)	173,000円	89,000円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「性能基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係る評価方法をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係る評価方法をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の申請の場合における当該建築物の住戸の共用する部分の面積は、共同住宅等の床面積に含めるものとする。
- 6 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、非住宅部分の床面積に含めるものとする。

別表第7 (第9条関係)

区分	金額	金額 (適合証の添付の場合)
床面積が300平方メートル未満 (標準入力法・主要室入力法による審査)	252,000円	11,000円

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (標準入力法・主要室入力法による審査)	407,000円	30,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (標準入力法・主要室入力法による審査)	580,000円	89,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未 満 (標準入力法・主要室入力法による審査)	715,000円	141,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未 満 (標準入力法・主要室入力法による審査)	845,000円	178,000円
床面積が25,000平方メートル以上 (標準入力法・主要室 入力法による審査)	964,000円	222,000円
床面積が300平方メートル未満 (モデル建物法による審 査)	97,000円	11,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (モデル建物法による審査)	162,000円	30,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (モデル建物法による審査)	261,000円	89,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未 満 (モデル建物法による審査)	341,000円	141,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未 満 (モデル建物法による審査)	410,000円	178,000円
床面積が25,000平方メートル以上 (モデル建物法による 審査)	481,000円	222,000円

備考

- この表において「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第1条第1項第1号イに定める基準に係る評価方法をいう。
- この表において「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る評価方法をいう。
- 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、非住宅部分の床面積に含めるものとする。